



令和 3 年 8 月 26 日
広 域 防 災 局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 22 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 府県市民向け宣言（案）について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 各府県の対処方針に基づく主な措置内容
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 府県市民向け宣言（案）

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

8月22日 0:00 時点

1. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

府県	人口 (千人)	医療提供体制等の負荷				感染の状況			参考
		入院医療		重症者用病床	療養者数 (対人口 10 万人)	PCR 検査 陽性率	新規陽性者 数(対人口 10 万人)	感染経路不 明者の割合	直近 1 週間 とその前 1 週間の比
		確保病床 使用率	入院率 ※1	確保病床 使用率					
滋賀県	1,414	86.0%	15.4%	15.4%	143.5	18.6%	93.8	30.3%	1.42
京都府	2,583	71.3%	7.6%	52.3%	206.5	22.1%	119.1	62.3%	1.37
大阪府	8,809	70.0%	10.7%	41.2%	232.7	13.0%	169.3	67.1%	1.49
兵庫県	5,466	65.4%	12.6%	42.2%	118.4	24.9%	107.2	57.1%	1.63
奈良県	1,330	64.7%※2	21.4%	23.5%※2	101.9	19.4%	81.6	51.0%	1.53
和歌山県	925	84.0%	100.0%	3.8%	49.9	16.8%	51.7	20.9%	2.21
鳥取県	556	31.5%	42.1%	6.4%	45.4	2.8%	22.3	26.6%	1.03
徳島県	728	52.6%	37.3%	4.0%	45.3	8.6%	38.6	9.6%	3.31
関西計	21,811	71.0%	13.2%	40.3%	169.2	15.5%	124.5	60.4%	1.52

※1 入院率は、人口 10 万人あたりの療養者数が 10 人以上の場合に適用。 ※2 奈良県の確保病床使用率は運用病床数で算出。

〈ステージ判断基準〉

ステージⅢ(感染急増)	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

(参考) 過去の重症者用病床使用率

連合委員会報告時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県※2	和歌山県	鳥取県	徳島県	関西計
4/19	4.1%	28.9%	97.6%	69.8%	70.0%	33.3%	0.0%	24.0%	64.7%
5/24	23.1%	50.0%	91.4%	77.4%	71.9%	26.9%	0.0%	4.0%	68.8%
6/22	17.3%	17.4%	23.0%	21.3%	30.0%	11.5%	0.0%	0.0%	21.0%
7/25	3.8%	2.6%	12.4%	10.2%	15.6%	0.0%	2.2%	0.0%	11.1%

2. 感染者の措置状況

8月22日 0:00 時点

区 分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
全療養者		2, 008	5, 335	20, 513	6, 473	1, 355	462	252	330	36, 728	100. 0
内 訳	入院重症	8	23※3	184※4	60	8	1	3	1	288	0. 8
	中等症・ 軽症・無症状	302	380	2, 011	750	282	461	103	122	4, 411	12. 0
	自宅療養	1, 199	4, 624	13, 930	3, 473	0	0	82	18	23, 326	63. 5
	宿泊療養	291	300	2, 681	782	468	0	43	189	4, 754	12. 9
	調整中	208	8	1, 707	1, 408	597※5	0	21	0	3, 949	10. 8

※3 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) による管理が必要な方を計上。

※4 大阪府における重症者の定義は、「重症病床における ICU 入室・人工呼吸器装着・ECMO 使用」のいずれかに該当する者 (国定義における HCU 等入室者は含めない)。

※5 奈良県は調整中に、入院・入所待機中の自宅療養者を含む。

3. 直近の感染者数 (公表日ベース)

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
4/25(日)	22	150	1,050	472	90	23	3	44	1,854
5/12(水)	53	148	851	381	69	25	1	20	1,548
6/1(火)	29	32	201	112	23	3	1	0	401
6/21(月)	1	1	42	14	5	0	0	2	65
7/12(月)	5	20	105	17	9	2	0	0	158
8/2(月)	55	120	448	165	35	40	14	11	888
8/20(金)	210	548	2,586	904	190	90	22	28	4,578
8/21(土)	230	547	2,556	1,025	188	80	26	54	4,706
8/22(日)	152	542	2,221	1,039	194	74	16	55	4,293
8/23(月)	172	370	1,558	538	147	67	17	47	2,916

(報道資料を基に作成)

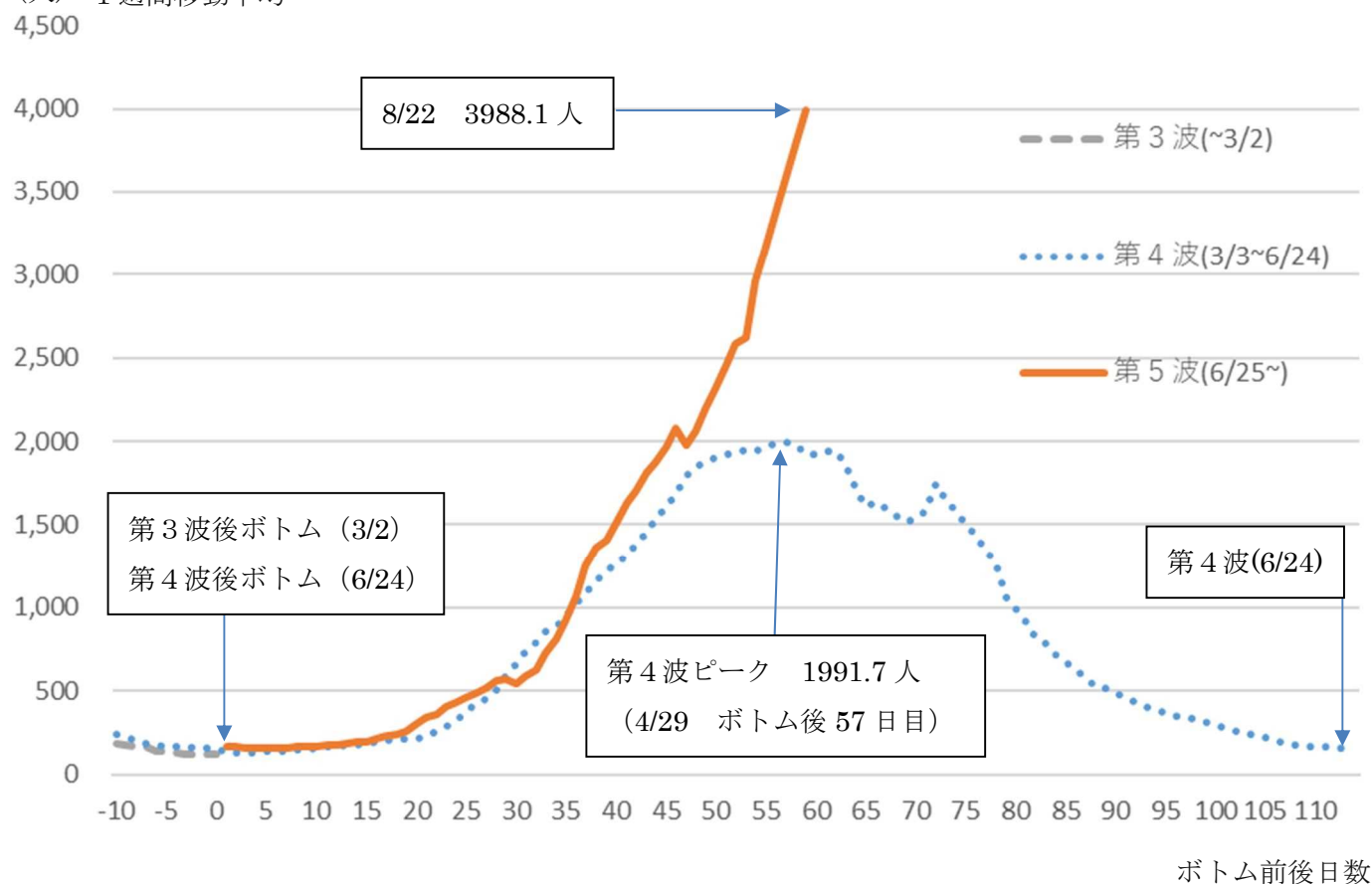
4. 感染経路（令和3年4月1日以降）

8月22日0:00時点

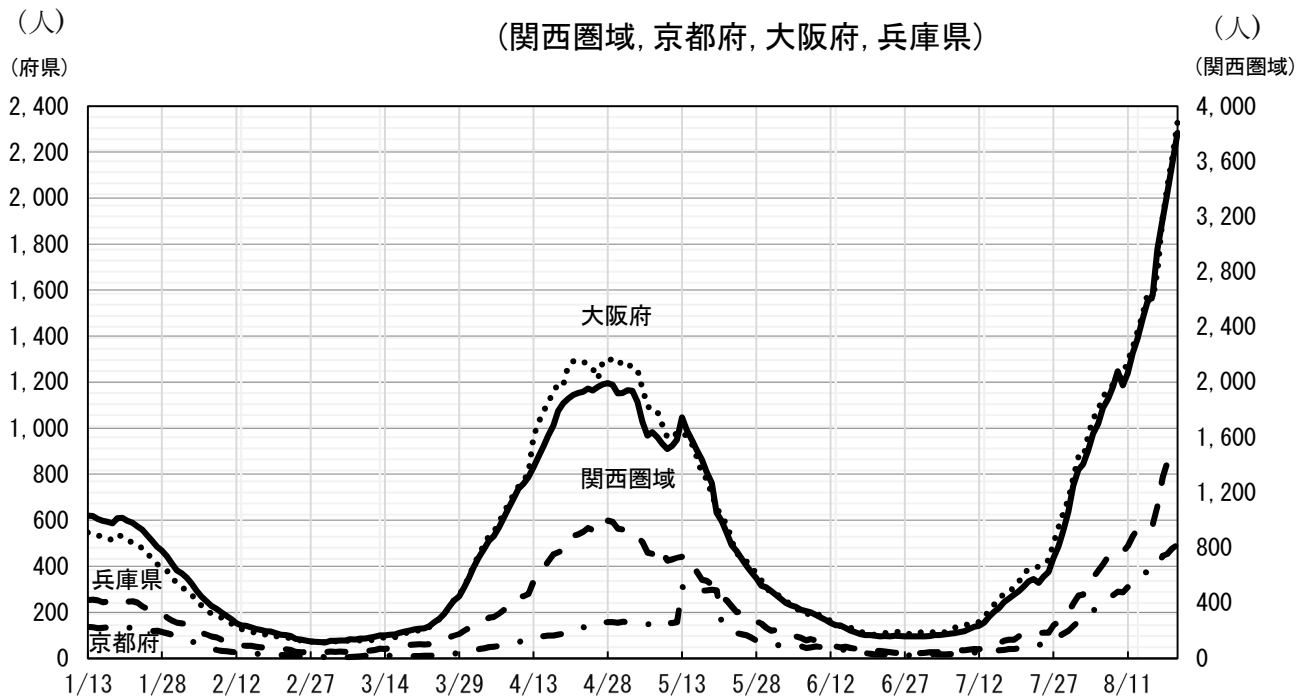
区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	88	324	34	405	279	254	131	133	1,648	1.0
家族	1,788	3,870	15,048	10,220	1,862	822	339	362	34,311	20.8
医療施設	53	358	1,254	549	152	45	3	173	2,587	1.6
社会福祉施設	135		1,989	1,622	198	42	19	27	4,032	2.4
学校	123	443	503	889	163	81	21	131	2,354	1.4
職場（上記以外）	452	962	813	2,015	467	262	99	99	5,169	3.1
濃厚接触者等（上記以外）	1,008	829	16,563	1,872	724	623	158	400	22,177	13.5
感染経路不明（調査中含む）	2,255	7,894	58,963	18,591	3,808	486	212	352	92,561	56.2
合計	5,902	14,680	95,167	36,163	7,653	2,615	982	1,677	164,839	100.0

5. 第4波と第5波の新規感染者の状況

（人） 1週間移動平均

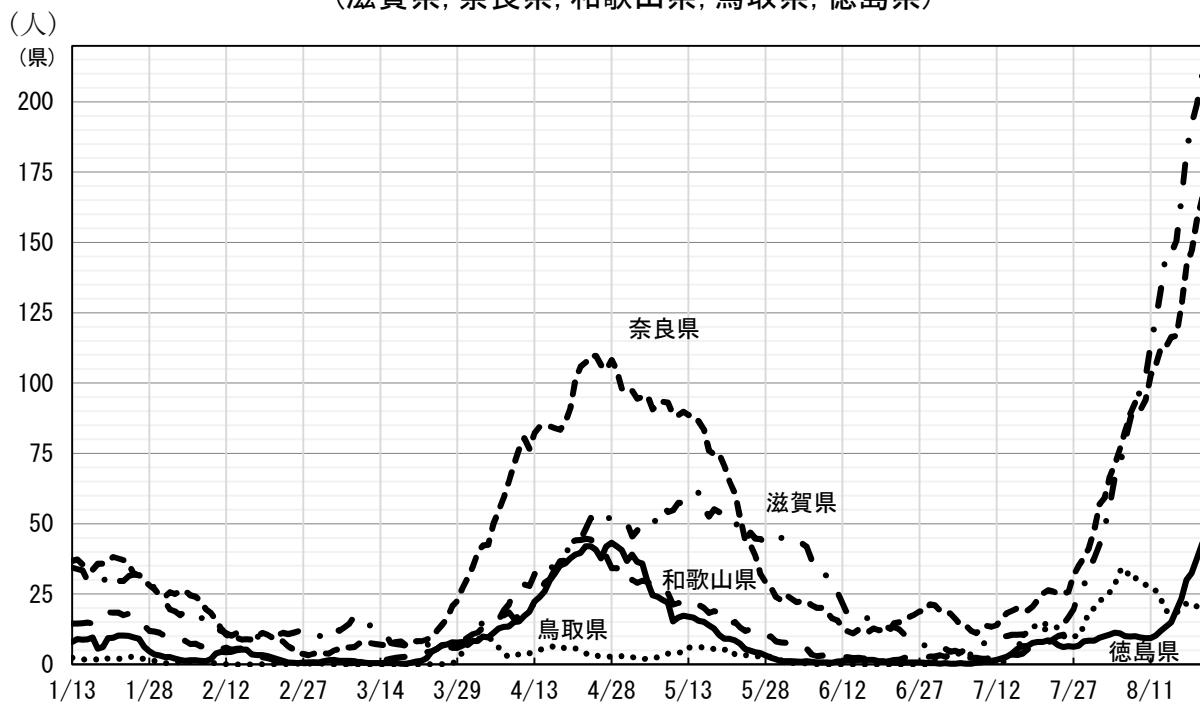


(参考1) 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移
(R3.1.13～、1週間移動平均)



(構成府県の公表資料より集計)

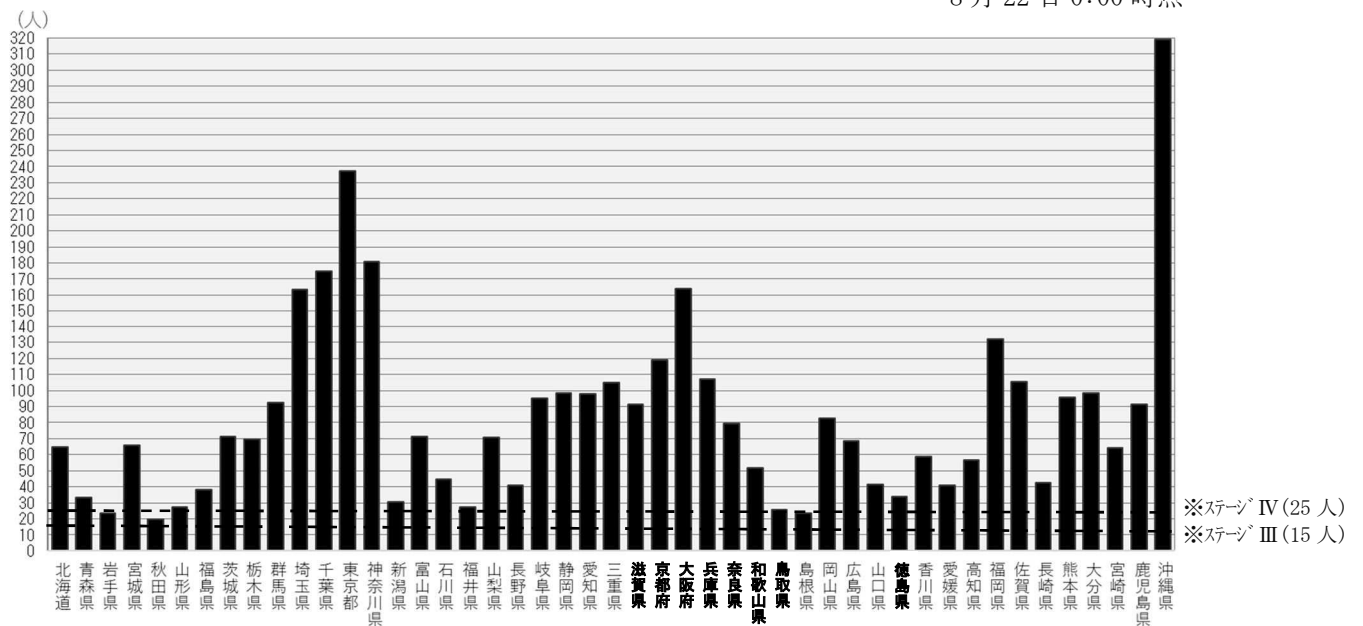
(滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県)



(構成府県の公表資料より集計)

(参考2) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(8/15~8/21)

8月22日 0:00 時点

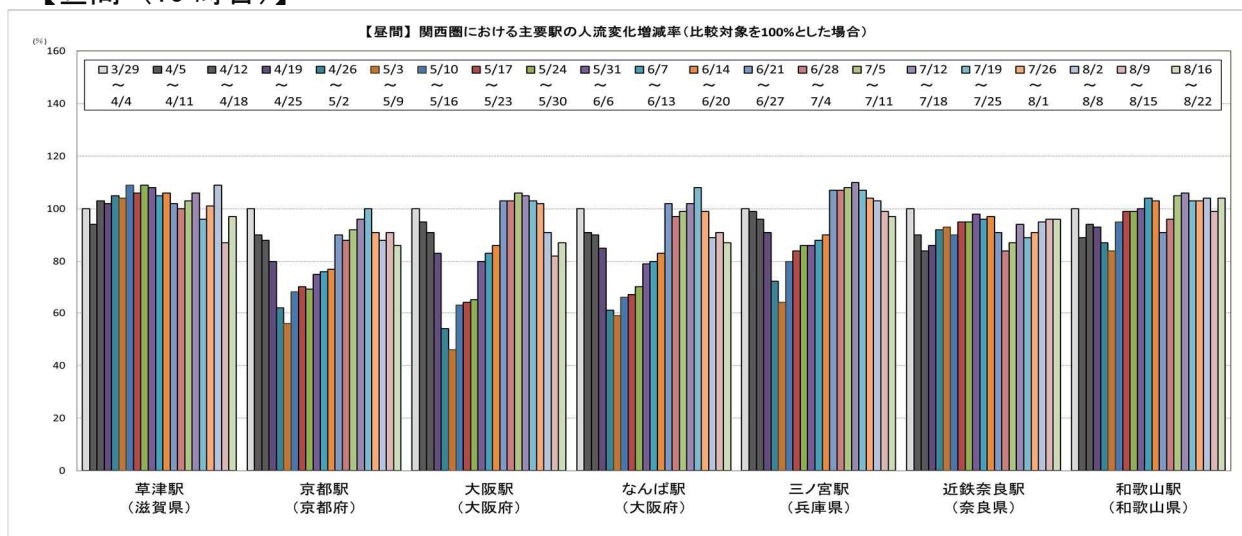


※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

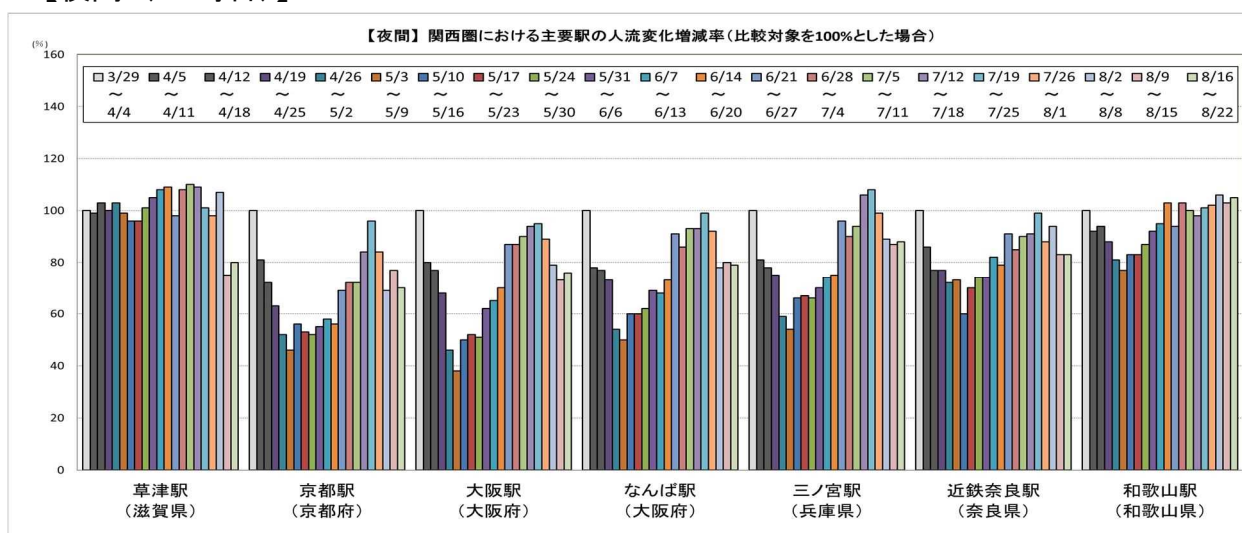
(報道資料を基に作成)

(参考3) 関西圏主要駅の人流変化分析(まん延防止等重点措置前を100%とした場合※6)

【昼間(15時台)】



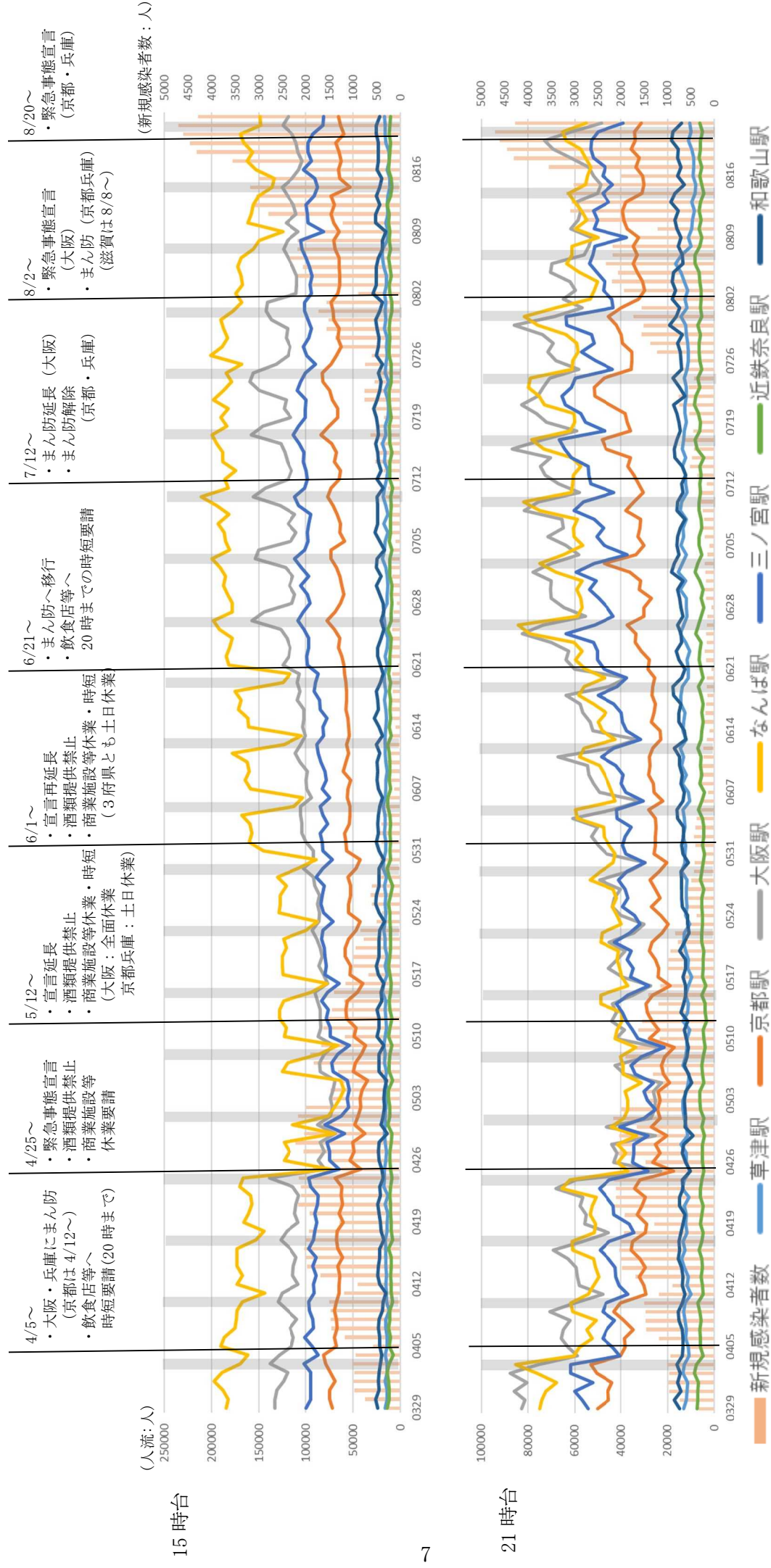
【夜間(21時台)】



※6 まん延防止等重点措置前の数値は、令和3年3月29日~4月4日の間の平均値

(データ提供) 株式会社 Agoop

(参考 4) 令和3年3月29日（まん延防止等重点措置適用の1週間前）以降の各エリアの人流及び新規感染者数の推移（3/29～8/22）



(データ提供) 株式会社 Agoop 各駅 500m メッシュの人流データ
(網掛け部分は土曜日を示す)

各府県の対処方針に基づく主な措置内容（8月22日時点）

別添 1 - 2

令和3年8月26日

広域防災局

区分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
外出自粛等		- 不要不急の外出自粛の徹底 - 不要不急の都道府県間の移動の自粛 特に、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来は自粛 - 営業時間の短縮を要請している時間以降や営業時間の短縮要請に応じていない、飲食店等にみだりに出入りしない	- 混雑した場所等への外出を半減 - 不要不急の外出・移動の自粛 - 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える - 要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える - 路上等における集団飲酒等、感染リスクが高い行動は行わない	- 不要不急の外出の自粛。混雑した場所への外出は半減すること - 重症化リスクが高い40・50代は特に感染防止対策を徹底すること - 要請に応じず酒類やカワカを提供している飲食店等の利用を厳に控える	- 不要不急の外出の自粛 - 不要不急の都道府県間の移動の自粛 - 混雑した場所等への外出の半減を要請 - 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動の自粛	- 不要不急の大阪との往来を避ける - 県内で家族と過ごす - 緊急事態宣言適用区域など、感染が拡大している地域からの不要不急の来県の自粛 - 混雑した場所への外出を極力控える - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控える	- 不要不急の外出を控える - 緊急事態措置区域等への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食等はしない - 帰省はできるだけ控えて、既に帰省している人は、家族以外との会食を控える	- 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、不要不急の外出を控える - 県境をまたぐ移動はできるだけ控える	- 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に - 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等への移動は原則中止・延期を
イベントの開催制限		- 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請	- 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請			国の基準に準ずる 県や市町村主催イベントについては、県と市町村が協議して対処	国の基準に準ずる	- 国の基準に準ずる - ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底	国の基準に準ずる
施設の使用制限	飲食店 等	【措置区域】 - 営業時間短縮（20時まで） - 酒類提供停止 - カワカ設備利用自粛 【その他区域】 - 営業時間短縮（21時まで） - 酒類提供は20時まで - カワカ設備利用自粛	酒類（持込含む）及びカラオケ設備の提供〔する場合〕 施設の休止〔しない場合〕 営業時間短縮（20時まで） 正当な理由がなくマスクの着用等感染防止に関する措置を講じない者入場禁止（退場を含む）	酒類（持込含む）及びカラオケ設備の提供〔する場合〕 施設の休止〔しない場合〕 営業時間短縮（20時まで） マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）	酒類（持込含む）及びカラオケ設備の提供〔する場合〕 施設の休止〔しない場合〕 営業時間短縮（20時まで） 会話時のマスク着用の徹底、着用を促しても応じない場合は退店を要請	- 換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い - 第三者認証制度の推進	- 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 - 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底	- 営業時間短縮要請〔エリア〕 鳥取市繁華街〔要請内容〕 営業は20時まで・酒類オーダーは19時まで 〔期間〕 8/9～8/22（14日間） - その他の地域は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施	- カラオケ設備の利用を控える（働きかけ） - 業種別ガイドラインの遵守
	飲食店以外の施設 ・商業施設 ・サービス業 等	【措置区域】 1,000㎡超施設の20時までの営業時間短縮を要請 【その他区域】 21時までの営業時間短縮を働きかけ	1,000㎡超の施設は20時までの営業時間短縮を要請（1,000㎡以下の施設には働きかけ） - 入場者の整理等	1,000㎡超の施設に20時までの営業時間短縮・入場整理等を要請 - 百貨店地下食品売場に通常営業時の半数程度の入場整理等の徹底を要請	1,000㎡超の施設は20時までの営業時間短縮を要請（1,000㎡以下の施設には働きかけ） - 入場者の整理等	- 公立施設は県と市町村が協議して実施 - 商業施設の自己認証制度の創設 - 感染防止措置をお願い			業種別ガイドラインの遵守
学校、大学等		〔県立高校〕 - 部活動は県内の学校との対外試合・合同練習・発表会は可 - 緊急事態宣言（まん延防止等重点措置含）の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可 - それ以外の地域との交流は、交流先と相談 - 合宿や泊を伴う活動は不可	〔大学等〕 - オンライン授業の活用。入構する学生を50%以下に抑える - 課外活動における許可制の導入、他府県への遠征の中止・延期、遠征時のPCR検査の受検 - 授業、課外活動前後の会食等の自粛 - 感染リスクの高い行動禁止の徹底 〔中・高等学校等〕 - 時差登校等の実施 - 部活動の原則、校内、2時間以内、宿泊禁止、感染防止対策徹底による実施 8/20～29間の教育活動の停止（始業式延期等）の感染防止対策を要請	〔大学等〕 - クラスター発生のリスクがある活動、多人数が接触する活動及び前後の会食の自粛を徹底 - 旅行（合宿を含む）や自宅、友人宅での飲み会の自粛を徹底 〔小・中・高等学校〕 - 修学旅行等の原則延期 - 授業再開に伴う感染防止対策の徹底 - オンラインの活用等、各校において準備を進める	〔大学〕 - 県外での活動は、原則行わない - オンラインの積極的な活用 〔小・中・高等学校〕 - 感染防止対策の徹底（不織布マスク着用を強く奨励など） - 修学旅行の延期 - 部活動は校内に限定	学校の部活動・教育実習等の制限・自粛を要請	- 部活動は感染防止対策を十分講じた上で実施 - 県外の学校との練習試合等は禁止 - 家族に発熱等の症状があれば、部活動の参加は控える	- 部活動は対策を十分講じて実施 - 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等感染が流行している地域への遠征の禁止、公式大会は慎重に判断 - 全県下の県立高校について8月中旬頃までの他校との練習試合を中止	- 公式戦を除き、合宿や練習試合を禁止 「県内の当該部活動」について、1週間を目途として一旦、活動を停止し、感染対策の総点検を実施、 - 公式大会の出場にあたっては、事前及び事後のPCR検査を実施
出勤抑制		テレワーク・時差出勤の徹底（出勤者数7割削減目標）	- テレワーク等による出勤者数の7割削減を推進 - 時差出勤等、人との接触低減の取組の推進 20時以降の勤務抑制	- テレワーク等による出勤者数の7割削減及び実施状況の公表 - 時差出勤等、人との接触低減の取組みを強力に推進	テレワーク等による出勤者数の7割削減、実施状況の公表を要請	在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進	- 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える - 在宅勤務を積極的に活用する	テレワークや時差出勤・交代勤務の促進	- テレワークの推進 - 出勤や出張は必要最小限

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和3年8月26日
広域医療局

1. ワクチン接種状況

(8月22日0時現在)

府県市名	総接種回数 (医療従事者等含む)	うち1回目接種		うち2回目接種	
			うち65歳以上 (一般接種分)		うち65歳以上 (一般接種分)
滋賀県	1,207,283	681,305	339,276	525,978	332,651
京都府	2,238,427	1,238,305	645,204	1,000,122	622,835
大阪府	7,476,009	4,142,277	2,038,338	3,333,732	1,971,152
兵庫県	4,472,299	2,489,276	1,387,625	1,983,023	1,334,204
和歌山県	954,289	523,605	274,186	430,684	267,202
鳥取県	550,635	305,191	158,144	245,444	154,279
徳島県	741,427	405,337	217,126	336,090	212,364
京都市	(1,101,454)	(618,270)	(341,222)	(483,184)	(322,752)
大阪市	(2,059,003)	(1,160,465)	(574,422)	(898,538)	(543,246)
堺市	(733,134)	(392,116)	(213,675)	(341,018)	(209,086)
神戸市	(1,285,575)	(707,765)	(389,152)	(577,810)	(365,880)
計	17,640,369	9,785,296	5,059,899	7,855,073	4,894,687

(参考)

奈良県	1,177,183	654,388	374,022	522,795	365,159
-----	-----------	---------	---------	---------	---------

2. 診療・検査医療機関等設置状況

(8月22日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査センター
滋賀県	547	9
京都府	731	6
大阪府	1,613	71
兵庫県	1,220	8
和歌山県	351	1
鳥取県	312	3
徳島県	327	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(627)	-
堺市	(131)	(5)
神戸市	(325)	(1)
計	5,101	102

(参考)

奈良県	270	9
-----	-----	---

3. 検査（分析）の状況

（8月22日現在）（件／日）

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量・定性)	合計	備考
滋賀県	3,153	1,502	4,655	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	34,100	7,700	41,800	
兵庫県	7,970	3,759	11,729	
和歌山県	2,234	2,025	4,259	
鳥取県	2,377	4,828	7,205	
徳島県	3,692	2,760	6,452	
京都市	※京都府に含まれる	-	-	京都府公表分のほか、高齢者施設における重点検査を別途実施
大阪市	(2,400)	(0)	(2,400)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(1,275)	(725)	(2,000)	
神戸市	(1,100)	(0)	(1,100)	民間医療機関の件数は含まない
計	58,026	27,974	86,000	

（参考）

奈良県	1,500	4,400	5,900	
-----	-------	-------	-------	--

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

4. 検査実績（人数）

（人）

府県市名	8月8日～8月14日	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)
滋賀県	6,935	525	1,582	1,298	1,292	906	696	524
京都府・京都市	11,571	816	820	2,950	2,471	2,356	2,204	2,289
大阪府(堺市除く)	86,188	13,951	11,424	10,241	16,583	18,732	20,908	20,951
兵庫県(神戸市含)	17,153	2,270	2,499	3,240	3,786	4,035	3,691	3,934
和歌山県	1,764	384	179	272	472	492	564	477
鳥取県	1,369	101	66	189	353	305	284	292
徳島県	888	276	152	137	309	243	252	419
京都市（高齢者施設における重点検査のみ）	11,627	0	6,309	331	2,276	3,117	323	0
大阪市	※大阪府に含まれる							
堺市	2,888	554	269	707	743	605	661	620
神戸市	(4,966)	(287)	(1,039)	(1,086)	(1,357)	(790)	(746)	(629)
計	140,383	18,877	23,300	19,365	28,285	30,791	29,583	29,506

（参考）

奈良県	4,902	231	1,094	780	930	955	1,054	556
-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----

※地方衛生研究所・保健所が行うPCR検査のうち行政検査

5. 入院可能病院数等

（8月22日現在）

府県名	入院可能病院数(機関)	うち感染症指定医療機関	受入可能病床数計(床)	うち重症者向け病床(床)
滋賀県	21	7	378	52
京都府	44	7	565	145
大阪府	70	6	3,155	588
兵庫県	85	9	1,237	142
和歌山県	21	7	550	26
鳥取県	18	4	337	47
徳島県	12	4	234	25
計	271	44	6,456	1,025

（参考）

奈良県	24	5	448	34
-----	----	---	-----	----

6. 医療機関以外の受入体制

(8月22日現在)

府県名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	4	677	県内のホテルを確保
京都府	2	826	府内のホテルを確保
大阪府	20	5,618	府内のホテルを確保
兵庫県	11	1,613	県内の民間宿泊施設を確保
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	6	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	4	276	県内のホテルを追加、リタイヤインフラ（旧県立病院）も活用
計	48	9,487	

(参考)

奈良県	6	711	県内のホテル等を6施設確保し、711室を運用
-----	---	-----	------------------------

7. 受診・相談センターの設置状況

(8月22日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・専用ダイヤル（平日・土日祝24時間対応） ・大津市保健所（平日9時～17時）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（9:00～17:45）
鳥取県	4	・鳥取県看護協会（土日祝日を含む9時～17時15分） ・2保健所、鳥取市1保健所（上記以外の時間）
徳島県	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応） （6保健所でも対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	53	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

(参考) 関西広域連合管内の状況

ワクチン職域接種（企業、大学等）の申請・承認状況

(8月20日0時現在)

府県	申請件数	承認件数	申請人数	承認人数
滋賀県	73	54	207,900	194,920
京都府	89	75	322,360	300,360
大阪府	377	321	1,157,022	1,036,790
兵庫県	158	99	347,341	245,996
和歌山県	10	10	27,925	27,925
鳥取県	34	33	73,400	71,700
徳島県	26	23	76,600	54,400

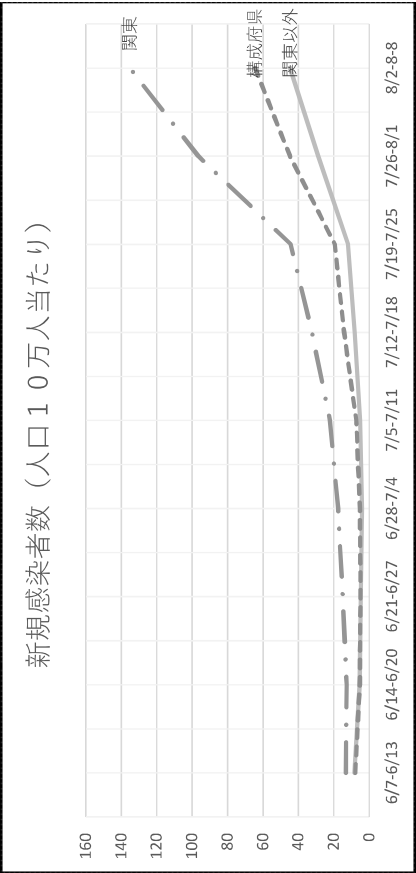
奈良県	11	9	21,400	21,400
-----	----	---	--------	--------

〔出典〕各府県のデータ

(参考) 関西広域連合管内の状況

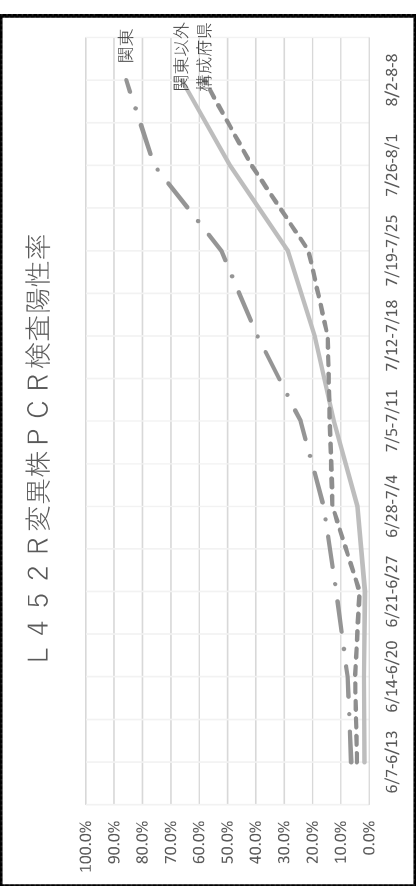
L 4 5 2 R 変異株スクリーニング検査の状況

	新規感染者数 (人口10万人当たり)										L 4 5 2 R 変異株PCR検査陽性率									
	6/7-6/13	6/14-6/20	6/21-6/27	6/28-7/4	7/5-7/11	7/12-7/18	7/19-7/25	7/26-8/1	8/2-8-8		6/7-6/13	6/14-6/20	6/21-6/27	6/28-7/4	7/5-7/11	7/12-7/18	7/19-7/25	7/26-8/1	8/2-8-8	
全 国	10	8	8	9	11	17	23	52	76		3.1%	4.6%	6.9%	11.4%	20.8%	33.1%	44.4%	66.9%	78.9%	
関 東	13	13	15	18	22	32	44	96	135		6.4%	7.6%	11.7%	16.1%	24.2%	39.5%	52.2%	75.8%	85.7%	
関東以外	8	5	5	4	5	8	12	29	45		1.7%	1.9%	1.5%	4.2%	12.4%	19.3%	28.7%	49.1%	66.2%	
滋 賀 県	8	6	3	2	4	4	7	20	43		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.8%	6.1%	8.3%	42.7%	70.9%	
京 都 府	10	5	3	4	6	10	15	40	68		0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	13.5%	15.0%	22.5%	62.5%	70.0%	
大 阪 府	10	8	8	8	11	22	30	64	84		5.2%	6.9%	4.1%	7.9%	14.8%	9.7%	15.4%	35.0%	54.1%	
兵 庫 県	6	4	3	3	5	10	13	33	53		9.3%	10.4%	4.8%	17.6%	14.6%	17.7%	25.3%	43.4%	67.2%	
和歌山県	2	1	1	2	2	3	7	22	25		0.0%	27.3%	0.0%	13.6%	0.0%	12.8%	16.7%	30.5%	36.8%	
鳥 取 県	0	0	0	5	1	15	13	27	34		-	-	-	41.2%	10.0%	66.7%	63.5%	68.2%	60.0%	
徳 島 県	1	1	1	0	1	5	5	8	9		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	14.7%	32.6%	
構成府県	8	5	5	5	7	14	19	45	64		4.3%	5.0%	3.4%	13.0%	14.0%	14.7%	21.4%	41.5%	58.1%	
奈良 県	5	6	9	7	7	9	12	28	43		20.0%	3.1%	0.0%	2.0%	0.0%	7.0%	2.9%	19.6%	57.6%	



〔出典〕新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー資料

- ※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。
※3 検査数に過去検体の実構がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況の評価するには注意が必要である。
※5 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



- ※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
※4 民間検査機関の件数を含む

全国知事会緊急提言等

(8/1 第26回 新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

- 全国的な感染再拡大を受けた緊急提言（略）
- ① 感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！

(8/2 赤羽 国土交通大臣 要請)

- ② 都道府県境を越える移動の抑制に係る意見

(8/3 田村 厚生労働大臣 意見交換)

- 全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
- 都道府県境を越える移動の抑制に係る意見

(8/5 全国知事会長等コメント)

- ③ 過去最大の感染拡大を踏まえたまん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(8/6 西村 新型コロナ担当大臣 意見交換)

- 全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
- 感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！
- 過去最大の感染拡大を踏まえたまん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(8/10 河野 ワクチン担当大臣 意見交換)

- 全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
- 感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！
- 過去最大の感染拡大を踏まえたまん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(8/10 田村 厚生労働大臣 意見交換)

- 全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
- 感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！
- 過去最大の感染拡大を踏まえたまん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(8/13 全国知事会長等コメント)

- ④ 感染爆発と医療逼迫の打破に向けた緊急声明

(8/17 全国知事会長等コメント)

- ⑤ 全国の爆発的感染拡大を踏まえた緊急事態宣言の適用拡大等を受けて

(8/18 全国知事会長等コメント)

- ⑥ 地方創生臨時交付金の追加配分等の決定を受けて

(8/20 第27回 新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

- ⑦ 全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言
- ⑧ 「爆発的感染拡大」を抑えて、みんなで危機を乗り越えよう！

この夏、変異株による最強の感染の波にさらされています 感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！

＜都道府県境をまたぐ旅行・帰省等は原則中止・延期を！＞

- お盆など夏休みシーズンを迎えますが、感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）とその他の地域との往来を含め、都道府県境をまたぐ不要不急の旅行・帰省等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- どうしても都道府県境を移動する必要がある場合には、行先では感染しない、広げない対策を徹底し、事前のPCR検査も活用しましょう！

＜オリンピックは自宅で応援を！＞

- オリンピックで頑張る選手や世界の国々には、「家でテレビ観戦」を基本に、感染拡大を招かないよう、健康を守り楽しみながら応援しましょう！

＜「うつさない」「うつらない」行動を徹底しよう！＞

- 感染力の強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒し、不要不急の外出は控えましょう！
- ワクチン接種を終えた方も含めて、不織布マスクを着用し、「密閉」、「密集」、「密接」のいずれも徹底的に回避を！
- 飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合も回避を！少人数・短時間でも「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、絶対にやめましょう！
- どうしても必要な会食は、「ガイドライン認定店」など感染対策が十分講じられたお店で、「少人数・短時間」、「マスク飲食」、「大騒ぎしない」など感染防止対策の一層の徹底を！
- 基本的な予防対策が最も大切です！手洗い、手指消毒、マスクの着用、咳エチケット、換気の徹底を！！
- 発熱・せきなど体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ受診を！

＜事業者の皆様へ＞

- 飲食店等の営業時間や酒類提供時間の短縮等、都道府県からの要請に最大限のご協力を！
- 引き続き、時差出勤やテレワークの推進を！
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休める雰囲気づくりを！

令和3年8月1日

全 国 知 事 会

知調二発第95号
令和3年8月2日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本 部 長 徳島県知事 飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

都道府県境を越える移動の抑制に係る意見

現在、感染力が強いとされる「デルタ株」の影響で、首都圏をはじめ各地でこれまでにない急速な感染拡大となり「感染爆発」と言っても過言でない状況も呈しており、医療や保健所業務等に著しい影響を及ぼし始めている。このため、感染拡大を封じ込めることが急務となっており、人流が増加するお盆の時期を控え、実効性ある「第5波」の抑え込みは一刻の猶予も許さない状況にある。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第20条第2項の規定に基づき、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部における協議に基づき、以下のとおり意見を提出するので、その迅速な実施についてお取り計らいいただきたい。

記

1. 都道府県境をまたぐ旅行・移動の原則中止・延期

デルタ株をはじめとした感染力の強いとされるウイルスが、都道府県境を越える往来により感染状況の厳しい地域から全国へ拡散していくことを防ぐため、帰省や旅行等の人の移動が活発になるお盆を含む夏休み期間における都道府県境を越えた往来について、感染拡大防止の観点から本年は慎重に実施するか否かを検討するよう国民に対して求め、可能な限り往来を中止又は延期するよう政府として強く呼びかけること。併せて、やむを得ない事情により都道府県境を越える往来をする場合には、感染拡大防止のための十分な対策を行うよう求めること。なお、全国知事会としても、以上の趣旨を国民に対し呼びかけることとしたところである。

2. 影響を受ける観光・交通関係事業者等への十分な配慮

観光・交通関係事業者等については、これまでコロナ禍の影響長期化により観光・交通入込客急減で既に深刻な影響を受けていることに加え、観光・交通需要の書き入れ時となる今夏も上記1のとおり往来を中止又は延期するよう求めることにより甚大な影響を受けることになることから、国として経営支援等の対策を万全に講じ十分な配慮を行うこと。

過去最大の感染拡大を踏まえた まん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

本日、政府対策本部において、変異株により全国各地で過去最大の急速な感染拡大が止まらない現状を踏まえ、5道府県から13道府県へと「まん延防止等重点措置」が大幅に拡大されることとなった。

「デルタ株」により全国各地で新規陽性者数が連日過去最多を更新し、これまで低く抑えられてきた重症者数も増大してきている状況にあり、「感染爆発」と言っても過言ではない状況は一層深刻さを増しており、危機感を更に強めて感染拡大の抑制に当たらなければならない。

我々全国知事会としても、引き続き、47人の知事が一致協力し、国とともに現下の急激な感染再拡大の抑え込みに取り組む決意であり、政府として、全国に緊急事態宣言を発出したと同等の大胆かつ実効性ある感染拡大防止対策を断行し、国民の行動変容を強く求めるメッセージを発するとともに、入院・療養のあり方も含め、保健所や医療等の現場における機動的な対応に財源・人材をはじめ十分な支援措置を講じるほか、自治体が行う感染防止策や経済・雇用支援策への財源措置を、「地方創生臨時交付金」の予備費を活用した早期かつ増額配分を進めるなど、現時点で対応可能な最強の対策を迅速に講じられるよう強く求める。

令和3年8月5日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治

感染爆発と医療逼迫の打破に向けた緊急声明

新規陽性者数が過去最多を数える府県が20に達し、自宅療養者数も1か月前の1.1倍超の4万5千人となるなど、東京・沖縄のみならず感染急拡大の波は全国に波及し、適切な医療を即時に受けられない状況が急拡大しており、現場を預かる知事として日々危機感を募らせるほどの非常事態に差しかかっている。

現在、新型コロナウイルス感染症をめぐり全国で生じている状況は、「感染爆発」と言える状況で、もはや、個別の都道府県や自治体のコントロールが困難な局面に至っており、政府及び国民の皆様におかれては、「デルタ株は未だかつて経験したことのない強力な新ウイルス」との認識に立つべきである。

我々全国知事会としても一致協力し、国とともに感染の抑え込みに取り組む決意であるが、政府は、こうした感染爆発と医療逼迫の現状を直視した上で、感染防止対策をこれまでにない大胆な手法も躊躇せず、下記に御留意の上、前例にとらわれない思い切った対策を投入するよう強く求める。

記

1. 日を迫って情勢が悪化する現在の感染爆発に対応するため、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」を現場の実情を踏まえ発動を求める各知事の要請に即座に対応するなど、スピード感をもって特措法の機動的・弾力的運用を図ること。
2. 現状においては対策が功を奏しているとはいえず、前例にとらわれることなく更に強い措置となる「ロックダウン的手法」のあり方についても検討を進めるとともに、各知事や専門家が発している呼びかけとワンボイスで、政府からも強力かつ明確なメッセージを国民に対して発すること。
3. 「感染防止対策とワクチン接種」の双方を支える医療体制を維持するために必要とする医療人材・医療提供体制を地域内で又は近隣地域との相互支援の中で確保することが限界に達している状況を深く認識し、「助かる命を助ける」ため、日本医師会その他関係団体とも連携し全国で調整する仕組みを迅速に構築し、国の総力をあげて取り組むこと。

令和3年8月13日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治

全国の爆発的感染拡大を踏まえた 緊急事態宣言の適用拡大等を受けて

本日、政府対策本部において、変異株による全国的な爆発的感染拡大を踏まえ、新たに7府県を「緊急事態宣言」の対象に加えるとともに、10県に「まん延防止等重点措置」を適用することとされ、9月12日までの対策を講じることとされた。

これは各知事の意向を踏まえたものと評価するが、全国各地の情勢は日を追って深刻さを増しており、更にお盆の人の移動の影響も見込まれ、個別の都道府県や自治体のコントロールが困難な非常に危機的な局面に至っていると言わざるを得ない。

我々全国知事会としても、引き続き、47人の知事が一致協力し、国とともに感染の抑え込みに取り組む決意であり、政府としても、爆発的感染拡大とそれがもたらしている医療逼迫の現状を直視し、例えば、全国に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」を適用した上で各都道府県知事が地域の感染状況に応じた対策・地域を選択できる運用を導入するなど、これまでにない感染防止対策を強力に発動し、強いメッセージで国民に呼びかけるとともに、医療人材・医療提供体制の広域的調整や抗体カクテル療法、ワクチン接種の加速化など、医療崩壊を来さないよう手厚い支援を行っていただきたい。あわせて、感染防止策や経済・雇用支援策への財源措置として「地方創生臨時交付金」の早期増額配分を行うなど、現時点で対応可能なあらゆる施策を迅速に講じられるよう強く求める。

令和3年8月17日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治

地方創生臨時交付金の追加配分等の決定を受けて

昨日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）について、都道府県と市町村に３千億円を新たに配分する旨、総理から表明された。

新型コロナについて、日を追って情勢が悪化する現在の爆発的感染拡大の中、全国知事会では、対策に係る財源不足の状況や必要な経費を具体的に示し、市町村分も含めて、追加配分を要請してきたところであり、この要請を踏まえた措置に、心より感謝申し上げる。

全国知事会としても、まずは、この配分を最大限に活かして、４７人の知事が一致協力し、国及び市町村とともに、感染拡大の抑え込みや事業者の支援等に取り組む決意である。

今後とも、爆発的感染拡大に歯止めをかけるとともに、疲弊した地域経済を立て直すために不可欠な対策を、地方が躊躇なく実施できるよう、政府におかれは、引き続き、感染防止や経済・雇用支援対策への財源措置として、地方創生臨時交付金の更なる増額配分など、必要な財源確保を強く求める。

令和３年８月１８日

全国知事会

会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会

地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣

全国知事会

地方創生対策本部長

三重県知事 鈴木 英敬

全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言

8月17日に開催された政府対策本部において、変異株による全国的な爆発的感染拡大を踏まえ、新たに7府県を「緊急事態宣言」の対象に加えるとともに、10県に「まん延防止等重点措置」を適用することとされ、9月12日までの対策を講じることとされた。

しかしながら、全国各地の情勢は日を追って深刻さを増しており、さらにお盆の人の移動の影響も見込まれ、個別の都道府県や自治体のコントロールが困難な非常に危機的な局面に至っていると言わざるを得ない。

我々全国知事会としても、引き続き、47人の知事が一致協力し、国とともに感染の抑え込みに取り組む決意であり、政府としても、爆発的感染拡大とそれがもたらしている医療逼迫の現状を直視し、これまでにない感染防止対策を強力に発動し、強いメッセージで国民に呼びかけるとともに、医療崩壊を来さないよう手厚い支援や経済・雇用支援策への財源措置など、下記の項目について速やかに対処されるよう、強く求める。

1. 第5波の抑え込みに向けた徹底した感染拡大防止策について

- デルタ株による感染再拡大が東京を中心とする首都圏だけでなく、全国においてこれまでにないほど急速な勢いで進んでいる。ウイルスの変異により格段に高まった感染性に対しては、現時の緊急事態宣言発令で効果を見いだせないことが明白となり、より強力にヒトとヒトの接触を減少させる強い措置がない限り、患者発生を減少へ転じさせることは不可能な状況である。全国的な「感染爆発」を抑えるため、いわゆる「ロックダウン」のような、徹底した人流抑制策について、緊急的時限措置として、国の責任の下で、特措法・旅館業法等必要な法整備の検討のみならず、直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置や、例えば、ロードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。
- デルタ株は従来になく急速に拡大する事実を直視し、国と地方が一体となり、スピード感をもって感染の抑え込みに取り組むことが不可欠であり、感染状況に即応し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を現場の実情を把握している知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発動すること。また、現在のような爆発的な感染拡大が進む中であっては、全国に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」を適用した上で各都道府県知事が地域の感染状況

に応じた対策・地域を選択できる運用の導入を検討すること。あわせて、国会報告等の国会関連も含めて手続の簡素化・迅速化を図り、適用までに要する時間を短縮するほか、まん延防止等重点措置について同一都道府県内全域を対象可能とするなど緊急事態措置とまん延防止等重点措置の措置内容の見直しを含め、災害レベルとも言える感染状況に対応できるよう、実効性を格段に引き上げる運用とし、特措法の改正も含めてさらなる改善も検討すること。

- 基本的対処方針については、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、より効果的かつ大胆に講じられるよう、地域の感染状況がより反映される手法や都道府県単位以外の対策も含め機動的に変更を行うなど、地方分権改革の理念に基づいた特措法の運用を行うとともに、店名公表や命令等について速やかに実効性をもって実施できるよう改善すること。
- 全国において新規感染者数が過去最高を記録する地域や、重症者数、病床利用率の増加が見られており、この第5波による感染再拡大を抑え込むためにも、体調不良時に医療機関で早期受診するよう国民に呼びかけを行うとともに、引き続き国民に危機感を伝え行動変容を促す従来とは次元の異なる強いメッセージを、心理学の専門家等の知見も活用し発信すること。特に若年層に対して、中等症等でも厳しい病状であり後遺症に悩まされることも伝え、マスク着用・密回避等基礎的な予防の必要性を理解し自らの行動を変えることが重要であり、国においてあらゆる広報媒体を通じて強力に発信するとともに、飲食店における感染対策の徹底のため、マスクを着用しない来店者に対して、店側が退店を求める対応がとれるよう、国からもメッセージを発出すること。さらに、第4波の感染拡大の状況や対策の現実の効果について検証を行い、科学的根拠や知見を都道府県と共有するとともに国民に対しても明示し、対策の対象や達成目標を明確に示した上で、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を、海外で効果を発揮した施策導入も含め、緊急事態に立ち至った危機に必要な高次の対策を大胆かつ精力的に実施すること。その際、対応が遅れている地域については国の責務において支援を行うこと。
- 感染状況やワクチン接種の動向等も踏まえ、専門的・科学的な分析に基づいた今後の感染防止対策と段階的な社会経済活動の前進に向けた「出口」への中期的な対応方針を早急に示すとともに、ワクチン接種拡大と重症・死亡等の状況を踏まえたステージ判断や入院・療養等の基準のあり方検証に着手するほか、長期化している緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実効性確保のため、ワクチン接種率などの解除目安を早急に示すなど国民に分かりやすく発信するほか、感染緩和傾向が見られる時の弾力的運用を検討すること。

○ これ以上のデルタ株の全国的な拡散を防ぐため、全国的に人の移動が活発になる夏休みシーズンにおける都道府県境をまたぐ旅行・移動は引き続き原則中止・延期とし、やむを得ない場合であっても必要性や時期を分散すること、同窓会をはじめ人との接触機会をできるだけ少なくすることも含め慎重に再度検討すること、特に感染拡大地域との往来は控えること、基本的な感染防止対策の徹底をはじめ各都道府県の要請等を踏まえた行動を行うことなどについて、国において各都道府県ともワンボイスで従来の要請以上に強力かつ早急に呼びかけること。

○ やむを得ない理由で往来する場合の旅行者等の出発前のPCR検査及びワクチン接種に係る勧奨・証明制度の構築や自治体独自の出発前ワクチン接種勧奨等を支援する公費負担制度の検討、「搭乗前モニタリング検査」の北海道・沖縄県内の空港及び広島・福岡・鹿児島空港以外への拡大及び9月以降の継続実施、旅行のキャンセル料全額負担など、国として実効性ある措置を講じること。加えて、広域移動となる航空機での旅行等については、「搭乗前モニタリング検査」を含め、搭乗時におけるPCR等検査の陰性判定又はワクチン接種完了を確認する制度やキャンセル料補填制度の構築を検討すること。

また、国体や全国障害者スポーツ大会参加者に義務付けされた出発前PCR検査に関する経費は国において全額負担するとともに、中高生等が参加する各種全国大会に参加する選手及び関係者に対する事前検査を国の責任において実施すること。併せて、リスクが高い地域を絞った注意喚起ができるよう、都道府県境をまたぐ移動による感染の実態分析を国として行うなど、感染防止対策の高度化を科学的知見も踏まえて進めること。

○ 大規模商業施設の管理者等に対し行うこととされた特措法第45条第2項に基づく「入場者の整理等」の要請については、過料が伴う措置であるため、国において具体的な内容を早急に示すこと。併せて、商業施設や事業所等で感染拡大していることを踏まえ、特に商業施設での食品売り場や化粧室、バックヤード、事業所等での食堂や休憩室等での感染対策を明確化し、事業者に対して周知徹底すること。

○ 各都道府県が休業要請や営業時間短縮要請、ガイドライン遵守のための見回り活動を躊躇なく実施できるよう、引き続き地方創生臨時交付金のさらなる増額や緊急事態宣言等が発令され上乗せ措置を行った都道府県への重点配分、大規模施設等協力金の地方負担分（40％）の軽減、即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により地方負担が生じないよう、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うこと。また、今後、協力金の負担割合等の地方財政に影響を与えるような制度改正を行う際

には、事前に地方に相談すること。

また、地方創生臨時交付金の算定に当たっては、営業時間短縮要請等に係る協力金等の所要額が大きくなっていることから、財政力にかかわらずすべての自治体が地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるようにし、更なる増額配分を行うこと。また、月次支援金の上乗せ、横出し支援については、措置期間の延長の都度、要件の内容が変更されており、支援内容の地域偏在を是正し迅速で公平な給付とするためにも、地域ごとの上乗せ、横出しではなく、申請者の情報を把握している国において月次支援金を拡充する等責任をもって行うこと。

- 協力要請推進枠による支援の対象について、基本的対処方針において休業・時短要請の対象とされながら施設運営事業者に対する協力金が協力要請推進枠の対象外となっている施設を加えることとし、さらには緊急事態措置区域や重点措置区域以外の地域も含めて、各都道府県知事が効果的な感染拡大防止対策を行えるよう、人流抑制効果が高いイベント関連施設や商店街単位での小規模店舗等をはじめ、飲食業及び大規模施設以外の事業者に対する休業・時短要請についても対象とするとともに、感染拡大に至らないよう各自治体が独自の時短要請等を感染急拡大前から行っている現状を踏まえ、こうした努力を促進するよう緊急事態措置区域とまん延防止等重点措置区域及びそれら以外の地域との間における協力金の下限単価及び算定に際する日額売上高に乗じる率の差異を是正するなど、適用される制度間での財政支援の公平化を図ること。特に、飲食店等に対する規模別協力金については、今般の国の基本的対処方針において、まん延防止等重点措置区域では、原則、緊急事態措置区域と同様、酒類提供の禁止を含む 20 時までの営業時間の短縮等の措置を要請しており、下限単価を緊急事態措置区域と同水準に引き上げること。
- 規模別協力金や大規模施設等協力金における面積やテナント事業者数等に応じた支給金額算定の導入により制度が複雑化しており、事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっている。また、国からの制度設計の細部の提示が遅かったため、事業者及び都道府県の双方が大きく混乱したことから、今後は国において制度設計を迅速に行った上、自治体ごとの柔軟な運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充及び大規模施設等協力金における事務費の配分を行うこと。また、規模別協力金の早期給付に取り組む場合は、支払回数や確認作業による事務量の増加に対応する必要な財源措置を行うこと。併せて、早期給付後に要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還、将来にわたる債権管理などの課題を踏まえた制度設計を行い、回収不可能となった協力金については都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

- 認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、認証店について、都道府県の裁量で時短要請や酒類提供時間制限の対象からの除外を可能とすることも含め、認証店を対象とした地域の実情に応じたプレミアム付クーポン券の配布などの需要喚起策への財政支援を講じるとともに、飲食店利用者が店舗の対策を評価・発信する仕組みについては、公平公正な評価手法を精査するなど、科学的根拠に基づき事業効果を検討した上で慎重に制度導入を図ること。なお、国で検討されている「飲食店第三者認証制度の感染拡大防止対策フィードバックシステム」の具体的な取扱いについては、悪意ある評価を排除する対策等を講じた上で、各都道府県における地域の実情に応じた仕組みとすること。また、マスク会食の効果や基本的な基準設定等、さらには事業者への影響が大きい飲食店への酒類提供時間制限について、国として科学的根拠を示すこと。
- 人の流れを抑制するため、働き方改革にも資するテレワークの推進についてさらに強力に進めるとともに、国としても各種の行政手続きの申請期限の延長等の措置を講ずること。また、建設作業員等の広域の移動を抑えるため、各種公共事業の工期を必要に応じて延長するとともに、会計検査等の広域の出張や緊急性の乏しい調査等については、感染が収まるまで延期すること。
- 東京パラリンピック等の大きな人の流れが生じるイベント開催については、引き続き、政府は関係機関と協力し、感染拡大の契機とならないよう万全を尽くすこと。
- 東京パラリンピックに関連して、海外から来日する選手団やメディア等の関係者のワクチン接種及びプレイブックに規定された行動管理の順守を徹底するとともに、都道府県及び保健所設置市に対して、入国者に関する情報提供を迅速かつ的確に行うこと。また、空港検疫において選手等の陽性が判明した場合は、国の責任において航空機の乗客が陽性のケースも含めて速やかに濃厚接触者を特定するとともに、受入れ自治体に移送せず、特定の自治体の地域医療に影響を及ぼさないよう十分に配慮し、国が用意した宿泊施設等に留置すること。一方、検疫での特定が困難な場合は、受入れ自治体の保健所が空港検疫においてオンライン等により濃厚接触者の特定を行うなど、受入れ自治体の過度な負担が生じないような措置を早急かつ厳格に講じ、キャンプ中止時の選手村受入れも検討すること。併せて、濃厚接触者の試合や練習への参加は、一律の取扱いとはせず、地域の状況を踏まえた判断が可能となる運用とすること。なお、上記事項については、プレイブックに当該措置を明記し、関係者に対して周知徹底すること。
- 東京パラリンピック大会開催時期の都道府県境を跨ぐ移動に関しては、禁止された場所での観戦や競技場周辺に出かけることなく自宅でのテレビ観戦

の徹底を強く国民に呼びかけるなど、引き続き国の責任において感染防止対策を確実に実施すること。併せて、医療ひっ迫とならないよう広域的な協力体制を構築しておくこと。また、スクリーニング検査の陽性者とその随行者が再検査場所へ移動する経費など「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」を事前合宿地が行う感染防止対策の実情に応じて柔軟に活用できるようにするとともに、デルタ株等の変異株の状況を踏まえて事前キャンプ受入れの具体的指針を見直すこと。

2. デルタ株をはじめ変異株に対応した検査・医療体制及び水際対策の充実・強化について

- アルファ株よりもさらに感染力が強いとされるデルタ株への置き換わりが各地で進んでいることから、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、検査体制の強化を踏まえて、感染がさらに拡大する前に迅速かつ的確な対応がとれるよう、都道府県・保健所による感染ルートの探知、積極的疫学調査及び入院・治療の徹底の支援や、濃厚接触者以外の戦略的PCR検査の実施要領作成、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図るとともに、陽性者が越境する事例等が生じないよう感染症法の厳格な運用を図ること。また、国として速やかに実態分析を行い、デルタ株への具体的な対応策を示したガイドライン等を早急に提示すること。併せて、ラムダ株等新たなウイルス株に対する対策や検査のあり方、ワクチンの効果等について早急に示すこと。
- 全国においてデルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、国として地方衛生研究所の体制整備や民間検査機関への委託を活用した検査実施の支援、試薬の開発や配分、検体の保管ルール等の設定、民間検査機関における実施の働きかけを行うとともに、各都道府県で全ゲノム解析を導入できるよう、専門知識・技術を有する職員の長期間の派遣、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設・設備整備の補助金の創設、検査機器の貸与増や試薬・器材の安定供給体制の確保など、地域における遺伝子解析を支援することとし、これらの経費は国において全額財政措置をすること。
- デルタ株をはじめ変異株に係る全国のデータを集約し、国として速やかにワクチンの効果も含め実態分析を行うとともに、濃厚接触者の指定や自宅待機の要請等ができるように積極的疫学調査の実施要領を見直すこと。また、サーベイランスにより得られた変異株の感染力や重症化等の特性、子ども・

若者への感染等についての分析結果や具体的感染事例、効果的感染予防策等について、詳細に都道府県等や国民へ情報提供し、どのようなリスクがあり何に注意すべきか国として具体的にわかりやすく示すこと。特に感染力が強く、重症化しやすいとされるデルタ株やアルファ株について、国民にこれまで以上の警戒とマスクの着用や十分な換気等の基本的感染対策の徹底を促すこと。また、現行の退院基準や部活動などの学校活動・スポーツのガイドラインについて、科学的知見に基づいた検証を行い、必要に応じて対策を強化すること。

- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、ラムダ株を含め新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国については、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大すること。また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状となった場合は、症状の程度にかかわらず漏れなく把握し、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップ徹底を図ること。併せて、外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達するようにすること。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、令和3年10月以降についても同交付金の継続を速やかに決定し、対象経費などの詳細を各自治体に示すとともに、対策に必要な財政措置を講じること。併せて、各都道府県に配分された令和2年度交付分の残額については、一旦国庫返還手続等を行うことなく、令和3年度交付手続きの中で効率的な執行ができるよう柔軟な取り扱いとすること。
- 診療・検査医療機関や感染患者の入院受入医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。
- 病床確保計画の見直しにあたって、引き続き十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。併せて、周産期の陽性者受入病院の支援や小児医療体制支援等を強化するとともに、都道府県間での患者受入れや、広域搬送時における帰路の負担軽減などを支援する仕組みづくりを国として構築すること。
- 緊急的に中等症病床など重症病床以外で重症患者を受け入れる場合、当該

患者の診療報酬について、病院の負担を考慮し、I C U又はH C U入院料と同等の診療報酬を算定できるようにすること。また、実態として、上記のような状況が継続した場合、その実態を踏まえて当該病床の空床確保料について、I C UまたはH C Uと同等の単価を適用できるようにすること。

- 感染者急増時に備え、国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床がひっ迫した際には患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること。また、感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、D M A T等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- さらに病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても医療関係団体に対して働きかけを強力に行うとともに、宿泊療養施設等における勤務についてもワクチン接種と同様に労働者派遣や被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。また、宿泊療養・自宅療養及び新型コロナウイルス診療に対応できない高齢・障害者施設等において、オンラインも含めて診察等を行う医師及び健康観察を行う看護師を国が雇い上げ、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。
- 自宅療養における重症化を防止し、患者の安全を確保するため、都道府県・自治体と協力しつつ、政府として日本医師会等の医療・看護関係者とともに、往診等の体制構築を速やかに進め、容体が悪化した患者を迅速・確実に医療の管理下に置くための体制整備に取り組む都道府県に対し十分な支援を行うとともに、症状悪化時に確実に酸素投与等につなげることができるよう、施設の整備、酸素濃縮装置等の機器や人材の確保について、国が財政支援を行うこと。
- 新たに国内承認された中和抗体カクテル療法は重症化防止に効果が期待できることから、カシリビマブ・イムデビマブについて、必要な患者へ迅速かつ公平に投与が行えるよう、供給の飛躍的拡大・円滑化を図り、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に限らず全国の医療機関へあらかじめ配布・備蓄するとともに、スケジュールや供給見込みを示すこと。また、抗体カクテル療法については、入院での投与のみ認められているが、必要な患者に対し迅速に治療薬を使用できるように、感染拡大の状況や地域の医療体制の実情に応じて、外来や往診等においても使用が可能となるよう柔軟な運用とすること。併せて、効果のある治療方法について現場が活用できる環境を整備すること。

- 深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現すること。また、院内感染時のさらなる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、これまでに確保した全ての病床に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地方が必要とする額を確保すること。さらに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。
- 今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるような法的措置や行政の体制強化を検討するにあたっては、都道府県内で統一的な対策の実施を可能とするため、都道府県と保健所設置市との役割分担を見直し都道府県主導で必要な措置を講じられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえること。
- 入院受入医療機関については、個人防護具（PPE）だけではなく、治療に必要な医薬品、医療機器等の不足により治療に影響を及ぼすことが無いよう、都道府県の要望を踏まえ国による供給も含め、積極的に介入すること。また、診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や PPE 等の供給を継続すること。
- 医療機関や高齢者、障害者及び児童の入所施設における従事者への集中的検査や、新型コロナウイルス感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するための新規の入院・入所者に対する P C R 検査、さらには感染が確認さ

れた場合の支援チームの派遣について、緊急事態宣言等の対象地域に限らず全国すべてで財政措置を行うこと。なお、国が行っている医療機関、高齢者施設や障害者施設等に対する抗原簡易キットの配布要件については、有症状者発生時に迅速な対応を行う観点から、目的に合致する施設を幅広く対象とするとともに、感染拡大地域においては、施設側の判断による無症状者への検査も対象とし、被検者の安全確保を考慮しながら、検体採取が容易なキットを使用するなど、施設側の実情にも配慮して要件の緩和や取組の拡充を図ること。また、クラスター発生時における現地の施設内での療養のあり方について、障害者施設も高齢者施設と同様にかかり増し経費の補助を行うことも含め検討すること。併せて、保育所等の児童福祉施設等における感染拡大に対応するため、新型コロナウイルス感染症防止や事業継続計画（BCP）の指針、保育士等の研修プログラムを早急に作成すること。

- 介護施設をはじめとした社会福祉施設対策について、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）を予備費の充当等により確保し、施設からの申請受付を再開するなど、まん延防止対策の支援を拡充すること。また、サービス提供体制確保事業について、施設職員の感染等によって業務継続が困難な場合が生じており、当交付金の柔軟な活用等による対策を国の責任において措置すること。
- 感染を疑われる方が通勤、通学など外出をしないよう、抗原検査キットを自宅に常備して、発熱などの症状がある時に、直ちに、自分で検査できるようにすることで、感染拡大を抑えられることが期待されることから、抗原検査キットを個人に配布することについて、財源措置も含めて検討すること。併せて、学校における抗原検査キットの配布対象を拡大するとともに、その早期配布や医療廃棄物処理費用の財源措置を講ずること。
- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）について、国の責任において戦略的活用に向け費用負担も含め方針を確立し実行するとともに、迅速化や飲食店への重点化などを効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じること。また、大学なども含め地域の実情に応じて都道府県が独自に実施する大規模なPCR検査や、民間検査機関を活用したモニタリングPCR検査については、感染拡大の未然防止を図る観点から有効と考えられるため、行政検査として位置づけ、国として全面的な財政措置を行うこと。加えて、下水サーベイランスなど感染の予兆を捕捉するための新たな手法を検証し、早期の導入を図ること。
- 回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設等の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング

検査)に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、感染者の多い地域に対する地方創生臨時交付金の感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。

- 改正感染症法第16条の2の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかかわらず被検者への受診勧奨が行われず、保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、自費検査機関が提携医療機関を持つことを義務づけるなど、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。
- 英国においては、早ければ今秋にも、新型コロナウイルス感染症の内服治療薬を少なくとも2種類供用開始することを目標に、治療薬の開発や国内製造を支援する「抗ウイルス薬タスクフォース」を設置している。我が国においても、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、政府が主導して治療薬の研究・実用化や治療法の確立を実現すること。また、国産ワクチンの速やかな製造販売承認も含め、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等を扱う産業の育成を戦略的に進めること。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、これらの情報を都道府県へ情報共有するとともに、各都道府県が実施する後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。
- 積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る高額所得世帯の入院治療費の自己負担廃止による算定事務の効率化、特定医療費(指定難病)受給者証の更新手続延期、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図ること。

3. 全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 厳しい経済情勢を踏まえて、地方創生臨時交付金の予備費による増額や基金積立要件の弾力化など機動的な追加対策を躊躇なく実施するとともに、幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施することとし、都道府県の意見も踏まえて、長引く感染拡大で疲弊した地域

経済を強力に後押しできる地方創生臨時交付金を確保するため、大型の補正予算を、政治日程等の事情に関わらずできる限り早期に編成すること。

- 1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者には深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間の延長及び8月1日から指定対象業種が減少したセーフティネット保証5号の全業種の再指定、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じること。特に、感染拡大の局面においては旅行・帰省などの人の移動や人流の抑制が必要不可欠であり、影響を受ける全国の観光・交通関係事業者や団体旅行者向けの事業者に対しては必要十分な経営支援策を国において講じること。また、月次支援金等の支援措置について、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和、弾力的運用や協力金との併給容認と併給の遡及適用等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、電子申請のサポート会場の複数設置等による迅速な給付、自治体を実施する支援制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方などの情報提供を行うこと。
- 雇用調整助成金等の特例措置については、現行特例は11月末まで、うち中小企業の助成率は12月末まで延長される方針が示されたが、引き続き、感染状況を踏まえ更なる延長を検討すること。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、速やかな感染防止措置を実行するためにも、地域によって支援に差が生じないように、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行うとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。なお、今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、市区町村も含めて地方団体が必要とする額について、引き続き交付金の確保を行うこと。特に、これまでの協力金が膨大な額に上る中、支給時期と臨時交付金の交付時期とのずれにより、一時借入に伴

う利払いを余儀なくされている現状を踏まえ、国は今般決定した事業者支援分の追加配分に加え、4兆円の予備費を活用した地方創生臨時交付金の更なる増額を実施するとともに、速やかに交付すること。なお、国の令和3年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても交付対象とするなど確実な地方財政措置を講じること。また、地方団体独自のプレミアム付商品券や地域振興券の発行等消費喚起事業や地元産農林水産物の学校給食等への利用等の事業者支援に資する事業も事業者支援分の対象とするなど、地方団体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や繰越を含む期間延長、手続きの簡素化などを図ること。併せて、国の支援措置に対し地方団体が上乗せ支援を実施する場合もあり、事務負担軽減の観点から、申請・受給データ等の情報の連携を図ること。

- 中小企業事業再構築支援事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化なども図ること。併せて、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金による国内の工場等の整備に対する支援を継続すること。
- 事業者への資金繰り支援について、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、償還・据置期間の見直しを弾力的に行い、信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うこと。また、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 地域観光事業支援について、予約・販売の期限が12月末まで延長されたところであるが、コロナ禍により直前の予約が主流になっていることや感染状況からいまだ事業着手できていない都道府県があることを踏まえ、利用期間や予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、支援が途切れることがないよう当該事業予算の増額や追加配分を行うこと。さらに感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えることとし、ステージⅢ相当以上により事業

を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取扱うとともに、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするなど、補助対象経費の拡充、間接経費上限（直接経費 10%）の緩和等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、事業期間の柔軟な対応や、観光地での消費につながる地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の速やかな創設を検討すること。なお、これまでの観光事業支援の恩恵にあずかれない小規模・零細な宿泊業、旅行代理店、貸切バスやタクシー、土産物店などの事業者へのきめ細やかな支援を創設すること。

- 国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前PCR等検査の制度化など旅行前に陽性者を発見できる体制の構築及び当該体制整備までの到着地において都道府県が講ずる対策への地方創生臨時交付金による財政措置も含めた必要な支援を行うこと。
- 感染状況を鑑み、多くの地域で Go To イートの食事券の一時販売停止や利用自粛の呼びかけを行っていることから、食事券の販売期限（最長 11 月 15 日）及び利用期限（最長 12 月 15 日）の更なる延長を行うとともに、食事券発行額を拡充すること。また、Go To イート事業の延長に伴い必要となる事務費等について、十分な財政措置を行うとともに、都道府県の判断に伴う販売等停止期間分の延長については、地域の事情に応じて柔軟に対応すること。さらに、事業者や国民に混乱を与えることのないよう食事券の取扱いについて、適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。併せて、コメをはじめ農林水産物の需要拡大等の支援策を講じること。
- 既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、空港会社を含む航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、JR ローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないように、路線毎の構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。
- イベントの中止や利用自粛などにより、文化施設や文化芸術団体等は厳しい運営状況となっていることから、施設運営や個人が実施する文化芸術活動等に対する支援、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の期間外にわたる場

合も含めたイベント主催者・舞台関係者が本来得られるチケット等の収入に対する補填（キャンセル料への補填）等の支援、結婚式場等の支援や結婚等についての気運醸成、自粛が続く団体客向けの大規模な宴会場への支援など、支援の届かない事業者への対策を講ずること。

- 雇用情勢の深刻化を踏まえ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。
- 在籍型出向について、制度活用に向けて徹底した周知を行うとともに、中堅・大企業等についても出向元・出向先双方に対する助成を中小企業並みに引き上げること。
- 事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 引き続き適切かつ着実な最低賃金引き上げを図るとともに、引き上げ時の中小企業・小規模事業者の収益力向上の支援など、最低賃金引き上げが可能となる環境整備に取り組むこと。
- 現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、国土構造の根本的見直しも含め、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。
- 令和2年度限りとされている減収補填債の対象税目拡大や公的資金の確保について、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置を踏まえ、必要な措置を講じること。

4. ワクチン接種の円滑な実施について

- (1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- 各都道府県、市区町村では、総理が言及された「今年１０月から１１月までの早い時期にかけて希望するすべての方への接種完了」に向けて、医療従事者の協力を得て接種体制を構築し取り組んでいるところであり、国においては、都道府県の大規模集団接種や職域・大学拠点接種の状況も踏まえつつ、本来基本とすべき予防接種法に基づく市区町村の接種が他に優先して着実に実施できるよう、ファイザー社製及びモデルナ社製ワクチン、さらにはアストラゼネカ社製ワクチンを工夫を凝らして総動員し、地域の接種体制づくり等の実情を踏まえつつ、モデルナ社製ワクチンによる接種実績をファイザー社製ワクチンの配分へ反映させることも含め、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう万全を尽くすこと。
- コロナ禍からの「出口戦略」も視野に入れた上で、先行してワクチン接種を進めている諸外国の状況や接種を通じて蓄積されたエビデンスも踏まえ遺伝学の専門家の知見も加え、情報の分析・提供を行い、接種の進捗に応じた社会経済活動の正常化に向けた道筋を提示するなど、ワクチン接種に対する国民の理解促進に一層注力するとともに、接種対象年齢の１２歳以上への拡大を踏まえ、接種のガイドラインを定め、国民の理解を得ること。
- ファイザー社製ワクチンについて、第１３クールからの配分方針変更により、都道府県によっては配分量が急激に減少し、接種推進に支障が生じかねない水準まで急減しているところもあるため、調整枠の配分において、接種率８０％超等の各都道府県の実情や必要量を把握し、激変緩和の視点も入れた配分とすること。また、第１６クール以降の各クールの具体的な供給スケジュールや配分量等について、速やかに確定日付で提示した上で、希望する量のワクチンを確実に供給するとともに、政府として市区町村に対し、供給計画について丁寧に説明を尽くすこと。併せて、ワクチン供給が不足する実情も踏まえ、科学的知見に基づき、接種間隔を３週間から延長できるようにする選択についても、速やかに検討すること。
- モデルナ社製ワクチンについて、「確定日付」での提示を含め具体的な供給スケジュールを可及的速やかに示した上で、必要量を確実に供給するとともに、職域接種で生じた余剰ワクチンを自治体の接種会場に融通するなど地域の実情に即した対応ができるよう小分けを可能とするなど柔軟な供給方法を早急に確立するほか、職域接種等への供給量の確定により生じた余裕分の地域での活用を速やかに検討すること。
- アストラゼネカ社製ワクチンについて、安全性や他社製ワクチンとの相違点等について国が積極的に周知・広報するとともに、交差接種やブースター接種など、さらなる有効活用の手法について国として早急に方針を示すこと。

- 接種会場における接種券発行など実態に合わせた接種券の取扱いが可能となるよう柔軟な制度運用とすること。
- 円滑かつ迅速なワクチン接種に際して、副反応や接種後の死亡事例も含めワクチンについての誤った情報がネット等で拡散していることが支障となっていることから、最新のエビデンスに基づいて、接種の意義・有効性及び副反応に関する正確かつ具体的な情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うこと。特に、若者・中年層に対して正確な情報を確実に伝え、十分な理解が得られるよう、SNSを活用するなど、周知方法を工夫し、取組を抜本的に強化するとともに、自治体が行う接種促進策を強力に支援すること。また、副反応についての分析検証を国として責任を持って行い、事例・分析結果など副反応に関する情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくるほか、季節性インフルエンザワクチンとの関係について示すこと。併せて、これまでに得られた知見を踏まえ、ワクチン接種後の経過観察時に被接種者が視聴できる解説動画を制作・普及させるなど副反応に対する正確な理解を促進するとともに、「ワクチン休暇」の導入・取得支援をはじめ国民が安心して接種できる環境整備を進めること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」や「ワクチン接種記録システム（VRS）」については、一部事務負担の軽減が図られたところであるが、ワクチン接種に係る事務作業を引き続き省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 東日本大震災に係る避難者、原発・除染関連作業員や大規模公共工事作業員等も含め、漏れのない接種体制を確立すること。
- キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討する方針が示されたところであるが、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に接種費用の請求方法や予約の方法、接種記録の確認方法を明記するなど、接種券を保有しない者に接種する際の課題への明確な対応方針を示すこと。
- 国から自治体に配布された針、シリンジに不良品が一定割合混在しているなど様々な不具合が報告されており、使用現場での対応が負担となっていることから、配布する針等の品質確保や予備も含めて配布するなど、不良品の交換も含め早急に適切な対応策を講ずること。

- 都道府県が行う「大規模接種」について、申請されたものに対しては早急に確認作業を進めた上で、ワクチンの供給時期を速やかに明らかにすること。また、都道府県が割り当てられている供給量の範囲内で、会場間での配分量の変更や新たな会場の設置、さらには、余剰が生じた場合に他会場への融通を認めるほか、接種が長期に及ぶためにやむを得ず会場を変更する場合には、新規の申請とみなさず、継続実施ができるようにするなど、地域の実情に応じた柔軟な運営ができるよう、弾力的な運用を図ること。さらに、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、実施主体である都道府県への直接交付も可能とするなど、事務負担の軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、接種会場となる施設の管理者への逸失利益の補填なども含め、大規模接種会場の設置・運営や医師・看護師の確保に要する経費について、地方負担が生じないよう、国の責任において今後の一般接種分も含めて確実に財政措置すること。
- 職域接種について、ワクチン不足等により団体の計画に影響が出る場合は、国の責任において申請団体への丁寧な説明や対応に努めた上で、アストラゼネカ社製ワクチンを効果的に活用するなどし、迅速に対応すること。加えて、職域接種への申請にあたっては、接種会場や医療従事者の確保が求められることから、申請後に国の事情等により予定通りに接種が開始できなくなった場合に発生するキャンセル料金や追加負担等についても、職域接種に対する新たな支援策の対象経費とするなど、国の責任において財政措置を行うとともに、職域接種状況について都道府県と共有すること。また、既申請企業等へのワクチン供給の見通しが立った段階で、新規申請の受付についても再開すること。
- 職域接種で2回目を受けられなかった方への対応について、都道府県や市区町村の事務負担を増加させることなく、実施主体である企業等が最後まで責任をもって2回目接種の機会を提供できるよう、国として適切に対応すること。
- 大企業優遇にならないよう受付再開時には小規模事業所を優遇するなど、今後の職域接種のあり方については公平なものとなるように配慮するとともに、中小企業等が共同して職域接種を実施する場合について、都道府県が支援を行う場合の費用負担も含め、国の接種単価 1,000 円上乗せによる支援のさらなる増額検討も行いつつ、国として十分な財政措置を行うこと。
- 1,000 人未満の中小企業や大学等における接種や複数会場での接種など、地域の実情に応じた柔軟な取扱いを可能とし、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置の対象とすること。

- ワクチンの配分量の減少に伴う接種スケジュールの見直し等によって、人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となることが想定されるため、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけに加え、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の付属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの人材活用や自治体が希望する地域への自衛隊の医療従事者派遣を行うなど、人材確保に向けて国として最大限の支援を行うこと。さらに、こうした支援の枠組を、自宅療養も含めた療養の現場にも活用すること。
- 大規模接種会場において人材派遣会社等を通じて医療従事者を確保する際の報酬が高騰していることなどを踏まえ、医師への謝金単価の適正化について国と医師会とで協議した上で、国において目安となる単価を早急に示すこと。加えて、国において、薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。
- ワクチン供給量の減少に伴い、継続的なワクチン供給を見込んで確保した医療従事者や接種会場をキャンセルしたこと等により生じる追加経費については、国において補償すること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用や訪問接種等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市区町村に明確に示すとともに、医療従事者の確保やシステム入力に係る医療機関の負担軽減など接種が進む中で生じた課題に対しても的確に対応できるよう、追加交付も含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。併せて、執行時期などの条件を付すことなく、高齢者接種後も含めて市区町村独自の取組を全額確実に支援するとともに、都道府県独自に市区町村と連携して実施する取組についても交付対象となるよう、若者向け広報等への財源措置を含め、弾力的な運用を図ること。
- 接種単価の増額など各種財政支援策について、希望する全ての国民への接種が完了するまで確実に継続すること。その際、「時間外等加算」は市区町村、「個別接種促進のための支援事業」については都道府県が請求先となっており、同一の医療機関からの請求であっても支援事業によって所管が異なり制度が複雑化していることから、申請を処理する上で必要な確認事項を整理した指針等を早急に策定するなど事務負担の軽減を図ること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある

る。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないように、国において目安となる単価を早急に示すこと。

- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- ワクチンの接種が一定程度完了した後の状況を見据え、ワクチン接種の効果分析を国として行い、抗体の定着状況を把握するための抗体検査について、実施する主体や、実施の規模や時期など国としての見解を早期に示すとともに、「ブースター接種」や「混合接種」について自治体の予算や人員体制への影響も十分に考慮の上、科学的知見に基づき国としての方針を可及的速やかに示すほか、中長期的な接種のあり方について検討すること。特に、アストラゼネカ社製ワクチンを接種した者について、優先的にブースター接種を行う等、同ワクチンを活用した接種のあり方について積極的に検討すること。
- 市区町村におけるワクチン接種証明書について、早期に申請・交付の電子化を進めるなど、市区町村の事務負担の軽減を図るとともに、接種を受けていない方に対する不当な差別的取扱の防止対策を講じることが前提に、証明書の国内利用のあり方を速やかに検討すること。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムの改修・運用に当たっては、実際に使用する市区町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。また、改修等を行った場合は、速やかに自治体等に情報提供を行うこと。
- 職域接種の実施主体に対しては、引き続き国の責任において、VRSでの記録管理の重要性について理解を促進し、入力滞ることのないよう周知徹底を図ること。また、職域接種の実施状況を、隣接地域への通勤・通学者等も含めて国、都道府県、市区町村が即時的に把握できるよう、環境整備を進めること。
- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請を重ねて行うこと。

また、システムにトラブルが発生した際には、適正なワクチン配分・配送等に影響が出ることのないよう、速やかに改善すること。

VRSについては、接種券を読み取るタブレットの読み取り速度が遅く、入力作業に時間を要していることから、市区町村の負担を軽減し、入力の迅速化を図るため、国においてVRS対応OCR・バーコードリーダーを配付するなど、さらに抜本的な対策を講じること。

加えて、入力端末を操作する者を対象に、コールセンターによるきめ細かなサポートなどにより、引き続き円滑なデータ入力を支援すること。

- V-SYSとVRSのそれぞれで行っている接種実績の入力がVRSに一元化されたところであるが、さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市区町村に過度な負担とならないよう改修を行うこと。

- 先般、ファイザー社製ワクチンについて、接種施設間での再融通が認められたところであるが、再融通に当たっては、トレーサビリティを担保するため、引継ぎシートによる都道府県への報告が必要とされていることから、融通元施設から都道府県への再融通の報告が適切に行われるよう、医療機関への協力を要請すること。

- VRSについては、市区町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新をする仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市区町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

なお、データの更新作業において、特定通信によるVRSへの接続も可能とされているが、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示される例示と異なる利用方法であることから、国において取扱いの整合を図るとともに、具体的な接続方法や情報管理等について丁寧に説明すること。

今後、データ登録等の作業が継続的に行われ、さらに、医療従事者の接種情報の事後登録も求められていることから、市区町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発や相談窓口の設置を行うこと。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。
- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、言葉の壁による意思疎通の難しさ等にも十分配慮し、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。さらに、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、コールセンターでの多言語対応などの環境整備と市区町村への財政支援も確実に行うとともに、解雇等により生活困難となっている在住外国人に対する生活・就労支援を検討すること。
- 今回のコロナ禍によって深刻化している、孤独・孤立対策を強力に進めるため、国においては孤独・孤立対策に関する連絡調整会議や3つのタスクフォースでの議論を早急に進めて、同対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。加えて、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識のもと、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、NPO等の支援団体・個人に対する支援、地方における人材育成への支援等の充実を図るとともに、セーフティネット強化交付金、

地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

- 子どもの貧困や児童虐待、DVの潜在化のおそれや、学校が休校となる夏休みは普段以上に子どもたちの孤独・孤立が危惧される状況であることなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化など、子どもの声を聴くことを含め、子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保するために必要な施策を講ずるとともに、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的な支援や女性が社会とつながるための支援が確実に届く「プッシュ型」の支援を早急に検討すること。また、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行のキャンセル料等への国の支援及び有意義な教育活動である修学旅行実施への配慮、インターハイ、国民文化祭などの行事開催に向けての支援、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、子ども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。特に、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- 夏休み明けの学校再開に向け懸念が高まっており、すべての児童生徒の平等な学習機会の確保のため、オンライン学習への切替えについての統一的な基準づくりを進め、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充すること。併せて、インターネッ

ト通信環境のない世帯への通信費支援等を行う自治体に対する補助制度を創設するとともに、分散登校、ハイブリッド授業などについての財源措置を行うほか、臨時休業や部活動についての統一的な考え方や感染防止対策・心のケアについての方針を早急に示すこと。また、学校現場においては、感染拡大防止のための作業負担が重い状態が続いていることから、昨年度と同水準のスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置できるよう、財政支援を行うこと。

令和3年8月20日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部員	43都道府県知事	

「爆発的感染拡大」を抑えて、みんなで危機を乗り越えよう！

地域間の移動を契機とした「爆発的感染拡大」が生じ、全国各地が非常に危機的な状況となっています。

国民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

<地域をまたいだ移動が感染拡大につながります！>

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている期間は、感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）とその他の地域との往来を含め、都道府県境をまたぐ移動は中止や延期の選択を！
- どうしても都道府県境を移動する必要がある場合には、行先では感染しない、広げない対策を徹底し、事前のPCR検査も活用しましょう！

<決して人ごみに近寄らないようにしましょう！>

- 感染力の強いデルタ株が全国各地にまん延しています。厳重に警戒し、不要不急の外出は控えましょう！
- ワクチン接種を終えた方も含めて、不織布マスクを着用し、「密閉」、「密集」、「密接」のいずれも徹底的に回避を！
- 飲食を伴う会合、大人数・長時間での会合も回避を！少人数・短時間でも「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、絶対にやめましょう！
- 基本的な予防対策が最も大切です！手洗い、手指消毒、マスクの着用、咳エチケット、換気の徹底を！
- 発熱・せきなど体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ受診を！

<事業者の皆様へ>

- 飲食店等の営業時間や酒類提供時間の短縮等、都道府県からの要請に最大限のご協力を！
- 引き続き、時差出勤やテレワークの推進を！
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休める雰囲気づくりを！

令和3年8月20日

全 国 知 事 会

全国的な未曾有の爆発的感染拡大を踏まえた 緊急事態宣言の適用拡大等を受けて

本日、政府対策本部において、変異株による全国的な未曾有の爆発的感染拡大を踏まえ、新たに 8 道県を「緊急事態宣言」の対象に加えるとともに、4 県に「まん延防止等重点措置」を適用することとされ、9 月 12 日までの対策を講じることとされた。これは各知事の意向を踏まえ速やかに適用拡大を頂けたものと感謝する。引き続き、現場を預かる知事の要請に即応し、迅速かつ機動的に運用されるようお願いする。

一方、全国各地において引き続き過去最多の新規感染者数を記録し続け、全国では「2 万人超となることが常態化」する等情勢は深刻さを増しており、夏季休暇期間中の人の移動により感染が全国に拡大したことに加えて、「新学期開始の影響」も懸念され、既に個別の都道府県や自治体のコントロールが困難になる非常に危機的な局面に入っており、まさに国難と言わざるを得ない。

我々全国知事会としても、引き続き、47 人の知事が一致協力し、国とともに感染を抑え込む決意であり、政府としても、未曾有の爆発的感染拡大とそれに伴う医療逼迫の現状を直視し、例えば、全国に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」を適用した上で各知事が「地域の感染状況に応じた対策・地域を選択できる運用」の導入や、いわゆる「ロックダウン的手法」について法整備のみならず「基本的対処方針の変更による即時対応」も含めて検討するほか、ロードプライシングやテレワークなどの運用強化も含めて、「これまでにない感染防止対策」を強力に発動し、強いメッセージで国民に呼びかけるとともに、医療人材・医療提供体制の広域的調整や抗体カクテル療法、ワクチン接種の加速化など、「医療崩壊を来さないよう手厚い支援」を行っていただきたい。あわせて、1 兆 4 千億円の予備費活用を決定されたことは評価するとともに、感染防止策や経済・雇用支援策への財源措置など、現時点で対応可能なあらゆる施策を迅速に講じられるよう強く求める。

令和 3 年 8 月 25 日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治